

平成二十年六月九日提出  
質問第四九八号

後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」の使用データ等に関する

質問主意書

提出者 山井和則

後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」の使用データ等に関する

## 質問主意書

後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」（以下「本件調査」という。）の使用データ等について、次のとおり質問する。

- 一 市町村から提出されたデータについて、各市町村からどのようなデータを何枚ずつ受領したか。
- 二 各市町村から提出されたデータは公表すべきではないか。公表する場合、いつ公表するのか。
- 三 四方式を採用する市町村の国民健康保険の保険料試算について、資産割額は、平均額を用いて計算しているか、それとも各市町村の実際の資産割額を用いて計算しているか。
- 四 四方式を採用する市町村の保険料試算について、資産割額を平均額で計算すると、高所得者ほど保険料は安く算出され、低所得者ほど保険料は高く算出されると思うがいかがか。
- 五 四方式を採用する市町村については、低所得者、高所得者を問わず、所得割額を平均額で計算していることから、正確な高齢者の負担の実態を示していないと理解してよいか。
- 六 本件調査結果資料の表一についても、低所得者から高所得者まで、所得割額を平均額で計算しており、

非現実的な仮定である。よって、表一は、高齢者の保険料の負担の実態を示していないと理解してよいか。

七 質問六において、実態を必ずしも正確に示していない場合、実際、低所得者は負担が低く、高所得者は負担が高い傾向にあるので、どのように補正を行ったのか。

八 厚生労働省が市町村から提出されたデータを補正した場合、低所得者の何割、中所得者の何割、高所得者の何割が、それぞれ資産割ありと仮定したのかお教えいただきたい。

九 質問八の仮定は、何に基づいたものか。また、計算式をお示しいただきたい。

十 厚生労働省は、市町村から提出されたデータの補正を行い、一八三〇の各市町村の高齢者の負担の実態を推計したデータを持っているか。

十一 質問十で、厚生労働省が補正したデータを持っている場合、補正したデータは公表すべきではないか。

十二 質問十で、厚生労働省が補正したデータを持っている場合、補正したデータを厚生労働省は各市町村に返し、確認してもらっているのか。

十三 質問十二で、補正したデータを各市町村に返していない場合、なぜ各市町村に返さないのか。

十四 質問十二で、補正したデータを各市町村に返していない場合、補正したデータを各市町村に送付し、高齢者の負担の実態を反映しているか確認すべきではないか。

十五 厚生労働省は、市町村の保険料負担の増減推計に関する調査結果を把握しているか。

十六 質問十五で、市町村の保険料負担の増減推計に関する調査結果を持っていない場合、各市町村の実態の把握を行わずして、本件調査結果資料の表三の都道府県の推計が正しくできるのか。

十七 本件調査の分析に当たっては、国の統計の所得分布を用いて試算したということだが、全国一律の基準では大きな誤差が生じる。市町村によって大きく異なるのではないか。

十八 本件調査のように、保険料の変化に関する調査を行うに当たって、なぜ市町村の人口規模別、四方式・三方式・二方式別で、市町村を対象とする調査（以下「サンプル調査」という。）の方法を採らないのか。サンプル調査であれば、より説得力のある、正確な結果が得られるのではないか。

右質問する。